具信用金庫 御中

相 続 手 続 依 頼 書 兼 解 約 払 戻 請 求 書 (兼 特定口座開設者死亡届出書・非課税口座開設者死亡届出書)



)					契印
届出日		年	月	日	(代表相続人の実印
受付店	()	

貴金庫と取引をしておりました下記被相続人は死亡し、私 (共) が右記相続財産を相続することとなりました。 ついては、私 (共) は、指定した代表相続人が名義書換および解約払戻請求手続を行うことに同意いたします。 なお、本件に関し相続人その他の権利関係を有する者は、私 (共) 以外に存在しません。

また、被相続人に国債・投資信託等の金融商品取引がある場合は、追記1および追記2に記載してある該当する□欄 に代表相続人がチェックを記すことで、相続手続を行うことに同意いたします。

万一、私(共)以外の者から権利を主張されるなど、本件に関して後日どのような紛議が生じましても、私(共)が 連帯してその責を負い、貴金庫にはご迷惑、ご損害はおかけしません。

被相続	お名前		死亡時の位	住所						
続人	生年月日	 年 月 日	<u> </u>	TI: +		/T:				
	生年月日 代表相続人(請求者)				年月日 手続受任者・成年後見人	年	月	日	実	印
代表相	住所	・道言教行者・()	手続文仕者・以牛俊見人				夫	Elı
続	連絡先 自宅・携帯	(– –)							
	お名前			ı						
	相続人	代理人資格			相続人		代理人資	译格		
	() ()		()	()
	住所				住所					
	お名前				お名前					
			実印							実印
	相続人	代理人資格			相続人		代理人資	锋格		
	() ()		()	()
相	住所			作出	住所					
続	お名前			続	お名前					
人				人						
			実印							実印
								- 17		
	相続人	代理人資格	`		相続人	`	代理人資	译格		`
	(At 155) ()		()	()
	住所				住所					
	お名前				お名前					
			実印							実印

※ 相続人記載欄が不足する場合は、別紙「相続人追記」欄をご利用下さい。

1. 相続預金等の明細表示およびその内容 受付店 ((取扱区分欄は選択のうえ○印で囲んで下さい)

(取扱区分欄	∥は選択のうえ○印で	で囲んで下さい)			年	月	日現在
預金等の種類	店番-口座番号	残高 (証書金額)	通帳等の有無	取扱区分	i	譲受人名	
			ある・紛失	払戻・名義変更			
			ある・紛失	払戻・名義変更			
			ある・紛失	払戻・名義変更			
			ある・紛失	払戻・名義変更			
			ある・紛失	払戻・名義変更			
_			ある・紛失	払戻・名義変更			
出資金			_	脱退・譲渡			

上記「通帳等の有無」欄に「紛失」と表示したものについては、未提出のまま処理して下さい。 なお、発見した場合は、直ちに貴金庫に返却いたします。

- ※ 記入欄が不足する場合は、別紙「1-2 預金等の明細表示追記」欄にご記入下さい。
- ※ 被相続人に国債・投資信託・貸金庫取引がある場合は、追記用1および2の該当欄にご記入ください。
- 2. 遺言書等の有無の確認(○印を記入して下さい)
 被相続人の遺言書 あり ・ なし 遺産分割協議書 あり ・ なし
- 3. 解約払戻金の受領方法

相続預金等(出資金、出資配当金を含みます)は解約のうえ、次の口座に振込入金して下さい。

金融機関名	支店名	預金種目	口座番号	口座名義
		当座預金 普通預金		フリカ ゛ナ

- ※ 呉信用金庫以外の金融機関にお振込を指定される場合は、所定の手数料が必要となります。
- ※ 相続預金を分割のうえ振込む場合は、別紙「3. 解約金払戻金受領方法追加」欄にご記入下さい。
- ※ 4月1日から5月末日までに本依頼書を提出いただいた場合で、上記口座が当金庫本支店の口座のときは、 出資配当金を後日当該口座へ自動入金いたしますので、上記口座は出資配当金お受取りまで解約しないよう お願いいたします(お受取時期は6月中旬の予定です)。

【個人情報のお取扱いについて】お届けいただきました個人情報は、この相続手続以外には使用いたしません。

 (金庫使用欄)
 喪失届登録日
 (年月日)
 受付番号(り)

 個人情報利用目的説明
 集中センター使用欄
 処理確認印

 説明日
 年月日
 検印
 係印
 登録日
 処理日
 検印

 説明場所
 店頭・勤務先・自宅・その他(り)
 印
 印

		受	付 店				Ī	口座開設店			
部店長印	印 検印(内管者) 係印 融資確認 出資確認 印鑑照合 受付							部店長	検印 (内管者)	係印	
_ ++/	町业及承田口店		50000000000000000000000000000000000000	(市)ァ亦田、	ナフ ハドウ		l フ、+ビゥ	는	ļ		

- □ 未払配当金受取口座を上記解約金受領口座に変更する(当金庫口座のみ指定可)。
- □ 未払配当金は現金受領するため、配当金受領書を送付する。

相続手続依頼書兼解約払戻請求書(追記用1)

	の追記

ルノく 🗸	/坦ル						
	相続人 (住所	代理人資格) ()		相続人 (住所	代理人資格) ()
相	お名前		dara	相	お名前		darin
続			実印	続			実印
人	相続人	代理人資格) ()	,	相続人(住所	代理人資格) ()
	お名前				お名前		
			実印				実印

1-2 預金等の明細表示(追記)

(取扱区分欄は選択のうえ○印で囲んで下さい)

年 月 日現在

店番-口座番号	金額) 通帳等の有無 取扱区分		譲受人名
	ある・紛失	払戻・名義変更	

2 貸金庫の取扱

貴金庫と被相	続人が契約しておりまし	た貸金庫(貸金庫契約店_	貸金庫番号
こついて私(共))全相続人が協議の結果		が相続人を代表して貸金庫の

格納品を搬出し解約いたします。 3. 解約払戻金の受領方法追加

相続預金等は解約のうえ、次の口座に振込入金して下さい。

金融機関名	支店名	預金種目	口座番号	口座名義	振込金額
		当座預金 普通預金		フリカ゛ナ	
		当座預金 普通預金		フリカ [*] ナ	
		当座預金 普通預金		フリカ゛ナ	
		当座預金 普通預金		フリカ゛ナ	

被相続人名	契印 /	±171.00	
	 	/ 契月	1 /

- 4. 国債のお取引口座の取扱
- ①【一般口座の相続・遺贈】

□租税特別措置法施行令第25条の10の2第15項の規定に基づき、相続、遺贈において被相続人等の特定公社債を相続人等の特定口座に移管することを依頼します。

【取得証明書の発行依頼】

□租税特別措置法施行令第25条の10の2第15項の規定に基づき、相続、遺贈において、被相続人等の相続上場株式等を下記相続人等の特定口座に移管するため、被相続人等の相続上場株式等について、「相続上場株式の」得証明書」の発行を依頼します。

②【特定口座の相続・遺贈】

【特定口座開設者の死亡届出】

口租税特別措置法第37条の11の3第1項の規定の適用を受けている口座開設者が死亡し、当該特定口座につきその相続が開始されましたので、租税特別措置法施行令第25条の10の8の規定により、この旨届出ます。

【特定口座への相続・遺贈】

□租税特別措置法施行令第25条の10の2第15項の規定に基づき、相続、遺贈において被相続人等の特定公社債を相続人等の特定口座に移管することを依頼します。

【一般口座への相続・遺贈】

□相続、遺贈において被相続人等の特定公社債を相続人等の一般口座に移管することを依頼します。

	被相続人等氏名				お取り	引口區	E番号	+		特定日	口座都	舒号	
				į									İ
				į									į
				į									į
	Lordon Laborat A	-		i) - Tr.	11						₹ H	i .
	相続人等氏名	6			お取り	月日烃	YY YY	-		特定	口坐者	子号	
生年月日	年	月	日										

5. 国債の明細表示および取扱内容

①【一般口座への移管】

□以下に指定した明細のとおり特定公社債を相続人等の一般口座に移管することを依頼します。 なお、払出した特定口座内保管の上場株式等は一般口座への払出としてください。

②【特定口座への移管】

□租税特別措置法施行令25条の10の2第15項の規定に基づき、次のとおり相続、遺贈において被相続人等の相続上場株式等を相続人等の特定口座に移管することを依頼します。

③【国債の売却】

□以下に指定した明細のとおり特定公社債の払出を依頼します。

		年	月 日現在
銘柄名	額面(円)		取扱区分
		売却	相続(遺贈)
		売却	 相続(遺贈)
		売却	 相続(遺贈)
		売却	 相続(遺贈)
		売却	 相続(遺贈)

※ 国債の中途換金の場合は、売却・相続(遺贈)時点での相場により、受領金額を計算いたします。



相続手続依賴書兼解約払戻請求書(追記用2)

被相続人	3	——————————————————————————————————————	即
		- :	

6. 投資信託のお取引口座の取	フおひ
-----------------	-----

□被相続人等が利用していました下記の投信取引口座を相続人等に移管するとともに抹消したいのでお届けいたします。 ナム 火口庫によふて白動けいだく地次初始わたがくいた。 ラー・1 サービフェ 細めいたし ナナ

よた、コロ圧にかかる日勤の (・) こく以真犬が	ひょし	/-/ /		1・フ	1. 2	 しが	かりく .	/_ U a	<u> </u>			
被相続人等氏名			一般!	コ座		特定に	コ座			非課移	和座	

①【一般口座から特定口座への相続・遺贈】

【上場株式等の移管】

□租税特別措置法施行令第25条の10の2第15項の規定に基づき、次のとおり相続、遺贈において被相続人等の相続等口 座に係る相続上場株式等を相続人等の特定口座に移管することを依頼します。

【取得証明書の発行依頼】

□租税特別措置法施行令第25条の10の2第15項の規定に基づき、相続、遺贈において、被相続人等の相続上場株式等を 次の相続人等の特定口座に移管するため、被相続人等の相続上場株式等について、「相続上場株式等の取得証明書」の 発行を依頼します。

【一般口座の廃止】

□ 上記投信取引口座および振替決済口座を抹消したいのでお届けいたします。また、当該口座にかかる自動けいぞく 投資契約も解約いたします。

②【特定口座から特定口座への相続・遺贈】

【特定口座開設者の死亡届出】

- □租税特別措置法第37条の11の3第1項の規定の適用を受けている特定口座開設者が死亡し、当該特定口座につきその 相続が開始されましたので、租税特別措置法施行令第25条の10の8の規定により、この旨届出ます。
- □租税特別措置法施行令第25条の10の2第15項の規定に基づき、次のとおり相続、遺贈において被相続人等の相続等口 座に係る相続上場株式等を相続人等の特定口座に移管することを依頼します。

【特定口座の廃止】

□租税特別措置法第37条の11の3第1項および37条の11の6第1項の規定の適用を受けることをやめたいので、租税特別 措置法施行令第25条の10の7第1項の規定により、この旨届出ます。

③【非課税口座から特定口座への相続・遺贈】

【非課税口座開設者の死亡届出】

- □租税特別措置法第9条の8および同法第37条の14第1項から第4項までの規定の適用を受けている非課税口座開設者が 死亡しましたので、租税特別措置法施行令第25条の13の5の規定により、この旨届出ます。
- □租税特別措置法施行令第25条の10の2第15項の規定に基づき、次のとおり相続、遺贈において被相続人等の相続等口 座に係る相続上場株式等を相続人等の特定口座に移管することを依頼します。

【取得証明書の発行依頼】

□租税特別措置法施行令第25条の10の2第15項の規定に基づき、相続、遺贈において、被相続人等の相続上場株式等を 次の相続人等の特定口座に移管するため、被相続人等の相続上場株式等について、「相続上場株式等の取得証明書」 の発行を依頼します。

【非課税口座の廃止】

□租税特別措置法第9条の8および同法第37条の14第1項から第4項までの規定の適用を受けることをやめたいので、同 条第16項の規定により、非課税口座を廃止する旨届出ます

④【非課税口座内上場株式等の非課税口座から課税口座への移管】

□下記の非課税管理勘定または累積投資勘定の非課税口座内上場株式等につき、一般口座に移管する旨依頼します。 なお、特定口座への移管にあたっては、、租税特別措置法施行令第25条の10の2第14項第27号の規定により依頼します。

<移管を希望する非課税口座内上場株式等に係る情報>

勘定年分	種類	銘柄	口数
年分	投資信託		

_	40.7/# /==< < np /m ++ - 1.5	L = 10TE 477 1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-
(.	投資信託の明細表示お	エ ()別がり2

- □被相続人等が契約している、引落口座から預金口座振替による投信の取扱(定時定額)中止を依頼します。
- □移管する各銘柄が自動けいぞく投資コースであり、かつ相続人等が初めて当該口座で保有する場合には、貴金庫 の自動けいぞく(累積)投資約款に基づき、自動けいぞく投資口座を設定することを依頼します。

1	【一般口座か	ら特定口座~	►の相続	・遺贈
----------	--------	--------	------	-----

- ② 【特定口座から特定口座への相続・遺贈】
- 【非課税口座から特定口座への相続・遺贈】

		十 万 口先任
ファンド名	数量(口数)	移管後の収益分配金の取扱
		□再投資
		□再投資停止のうえ、指定□座振込
		□再投資
		□再投資停止のうえ、指定口座振込
		□再投資
		□再投資停止のうえ、指定口座振込
		□再投資
		□再投資停止のうえ、指定口座振込
		□再投資
		□再投資停止のうえ、指定口座振込
		□再投資
		□再投資停止のうえ、指定□座振込
		□再投資
		□再投資停止のうえ、指定口座振込

※ 各ファンドの口数は、相続・遺贈処理日の運用実績で計算を行います。

源泉徴収選択 (□応内配当笠に	ダス 所得 計管	[の特例の適用の有	·無 口右	· □無

被相続人等の非課税口座に設けられていた非課税管理勘定または累積投資勘定の区分(非課税口座を開設している場合)

□非課税管理勘定 (一般NISA) □累積投資勘定 (つみたてNISA)

		and the same and data are the di-	and the second second second second
歴 止 する 非誰別	鎖口 巫に設けられ	1.ている非課粒管理勘定:	またけ思辞投資勘定の年年

【非課税管理勘	定】□2017年	□2018年	□2019年	□2020年	□2021年	□2022年	□2023年
【累積投資勘定	】 □2018年	□2019年	□2020年	□2021年	□2022年	□2023年	□2024年
	□2025年	□2026年	□2027年	□2028年	□2029年	□2030年	□2031年
	□2032年	□2033年	□2034年	□2035年	□2036年	□2037年	□2038年
	□2039年	□2040年	□2041年	□2042年			
人等の投信取引	口座						

扣结

相続人等氏名	特 定 口 座
年月日 年 月 日	

相続人等の投信取引口座を開設する営業所の所在地等

所在地	〒 −	
名称	呉信用金庫	支店

彼相続人等か非課棿口座を開設していた宮業所				
所在地	- -			
名称	呉信用金庫	支店		

一木川サッス生日	1.1